

平成19年12月12日

経済産業省 原子力安全・保安院  
中国四国産業保安監督部電力安全課

中国電力株式会社における工事計画の届出不備について

平成19年12月11日に、中国電力株式会社から、下記の工事について電気事業法(以下、「法」という。)第48条に基づく工事計画の届出を行っていないとの報告がありました。

これは、同社の社内点検で、水力発電所ダムの洪水処理機能を有する排砂ゲートの取替工事及び建屋吸排気用送風機設置・取替工事において工事計画の届出がなされていないことが、今般新たに判明したものです。

記

発電所名	工事計画の届出を行っていない工事
明塚(あかつか)発電所	浜原(はまはら)ダム排砂ゲートの取替工事
湯原第二(ゆばらだいに)発電所	社口(やしろうち)ダム排砂ゲートの取替工事
南原(なばら)発電所	送風機の取替工事
安野(やすの)発電所	送風機の設置工事
新熊見(しんくまみ)発電所	送風機の設置工事

(問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部 電力安全課  
電話：082-224-5742(直通)